

景観形成基準チェックシート

特定基準

受付番号 ()

届出者	
連絡者 (代理届出を行う場合)	
軸・景域の別	

重要景観への影響 あり ・ なし (なしの場合、以下のチェックリストは省略されます。)

ただし、「なし」の場合でも「ホテルの景観 2-b」(開発行為・土地の形質の変更等のみ)の特定基準はチェックしてください。「連続した景観 5-a」は「あり・なし」の記入は不要ですが、特定基準はチェックしてください。

- 1. 絵になる景観 / 絵になる眺望景観 1-a、絵になる営みの景観 1-b、絵になる自然景観 1-c
- 2. 水の循環と密接に関わる景観 / 水網の景観 2-a、ホテルの景観 2-b
- 3. まちなみと歴史的景観 / 歴史的まちなみ 3-a、歴史的建物 3-b、歴史的構造物・史跡等 3-c、樹木 3-d
- 4. 四季の変化を楽しむ景観 4-a
- 5. 連続した景観 5-a

建築物・工作物

該当する基準の にチェック(レ)をしてください。

項 目	基 準	軸・景域
a 配置 ・ 高さ ・ 規模	ランドマークとなっている山や山並みがつくるスカイラインを阻害しない配置、規模、高さとする。	1-a
	「絵になる営みの景観」(又は「絵になる自然景観」)への眺望を阻害しないよう、その構図や構成に配慮した配置、高さ・規模とする。	1-b, 1-c
	圧迫感や違和感を生じない配置、高さ、規模とする。	2-a
	「ホテルの景観」を阻害しない配置、高さ、規模とする。	2-b
	歴史的まちなみのスカイラインを乱さない配置、高さ、規模とする。	3-a
	歴史的まちなみの壁面線に配慮した配置とする。	3-a
	歴史的建物と調和する配置、高さ、規模とする。特に正面からは歴史的建物が引き立つよう配慮する。	3-b
	歴史的建物の背後に突出しない高さとする。	3-b
	歴史的構造物(又は「樹木」)が創り出している景観と調和するよう、主要な視点場からの見え方に配慮した配置・高さ・規模(又は「配置」)とする。	3-c, 3-d
	主要な視点場から樹木を望見できるよう、周囲の建築物や工作物は高さを低く抑える。	3-d
	主要な視点場から見て、祭り・イベントの舞台や祭事を四季折々の風物への景観を阻害しない、調和を乱さない配置、高さ、規模とする。	4-a
周辺の景観や背景となる景観と調和するような配置とする。	5-a	
2 地形との調和	斜面地では、既存の地形を極力尊重し、建物の分節化、段差を活かした配置とする。	1-a, 1-b, 1-c, 3-b, 3-c, 4-a
3 大規模工作物	鉄塔等の大規模工作物は、視点場から見える位置に設置しない。やむを得ない場合は、高さを抑え、目立たない配置とする。	1-a
	鉄塔等の大規模工作物は、視点場から見える位置に設置しない。	1-b, 1-c, 3-b

景観形成基準チェックシート

特定基準

該当する基準の にチェック(レ)をしてください。

項 目	基 準	軸・景域	
b 形態 ・ 意匠 ・ 色彩	1 景観要素との 調和	全体および隣接する建物等のバランスを十分検討し、背景となる眺望景観と調和した落ち着いた形態・意匠とする。	1-a
		地域のランドマークとして親しまれている「清水山」、「飛形山」、「城山」を望む眺望景観においては、伝統的な形態・意匠とし、対象となる景観要素と調和させる。	1-a
		俯瞰する眺望景観では、展望所などの視点場から見て、著しく派手な形態・意匠としない。	1-a
		季節ごとに変わる棚田や果樹園の様相と調和するよう、落ち着いた形態・意匠とする。	1-b
		自然景観と調和した形態・意匠とする。	1-c
		廻水路や掘割などの「水網の景観」と調和し、周囲に圧迫感を与えない形態とする。	2-a
		意匠は、水辺に配慮したデザインとする。	2-a
		水辺に建つ建築物は、伝統的な形態・意匠とする。	2-a
		歴史的まちなみ(又は「歴史的建物、神社・寺院」、又は「歴史的構造物が創り出している景観」と調和するよう、伝統的建築様式を取り入れた形態・意匠とする。	3-a,3-b,3-c
		樹木が創り出している景観と調和するよう、立地する景域の特性を考慮し、地域の伝統的な形態・意匠に配慮する。	3-d
	祭り・イベントの期間に設置される舞台との調和を図る。	4-a	
	2 屋根	傾斜屋根等の良好な景観形成に配慮されたものとする。	1-b,1-c,3-a,3-b,3-c
	3 設備類	設備類があらわにならないよう、樹木、生垣、板塀等による遮蔽や色彩を建築物と同じにするなどの修景を施す。	1-a,1-b,1-c,3-a,3-b,3-c,3-d,4-a,5-a
	4 素材	外装材は、石材や木材、土壁・漆喰、瓦など自然素材や伝統的な建材を可能な限り使用する。	1-b,1-c,2-b,3-a,3-b
	5 色彩	環境色彩基準に適合させる。	1-a,1-b,1-c,2-a,2-b,3-a,3-b,3-c,3-d,4-a,5-a
		景観要素である山並みや樹林と調和する茶系、緑系、無彩色の色彩とする。	1-a
		景観要素である棚田の石垣や樹林と調和する茶系、緑系、無彩色の色彩とする。	1-b
		景観要素である河川の岩や山並みと調和する茶系、無彩色の色彩とする。	1-c
		景観要素である護岸の灌木や岩や護岸の石垣と調和する茶系、無彩色の色彩とする。	2-a
景観要素である伝統的家屋、白壁、ベンガラ色の木板など歴史的まちなみと調和する茶系、無彩色の色彩とする。		3-a	
景観要素である伝統的家屋、白壁、ベンガラ色の木板などと調和し、歴史的建物を引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。		3-b	
景観要素である遺構・建屋と調和し、歴史的構造物・史跡等を引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。		3-c	
景観要素である樹木を引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。		3-d	
景観要素である祭り・イベントを引き立てる茶系、無彩色の色彩とする。		4-a	
c 外構 緑化 等	1 境界部の 緑化	視点場側の敷地境界部は緑化する。	1-a,1-c,2-a,2-b,3-b,3-c,3-d
		大規模な壁面や工作物が通りに露出する場合は、敷地境界に緑化あるいは修景を施す。	5-a
	2 その他	俯瞰する展望所では、案内サインや柵など工作物は、視界を遮らないよう配慮する。	1-a
		駐車場は、視点場から見えない位置に配置する。また車のライトがホタルの生息域に投光しないものとする。	2-b
	敷地内の緑化は、既存の植生に配慮する。	3-d	

景観形成基準チェックシート

特定基準

開発行為・土地の形質の変更等

該当する基準の にチェック(レ)をしてください。

項 目	基 準	軸・景域	
d 造成 等	1 法面 ・ 擁壁	法面・擁壁は、長大で圧迫感のないように努める。やむを得ず長大となる場合は、緑化等による修景に努める。	1-a, 1-b, 1-c, 2-a, 2-b, 3-a, 3-b, 3-c, 3-d, 4-a, 5-a
	2 その他	既存の樹木は、できる限り保全する。	1-a, 1-b, 1-c, 2-a, 2-b, 3-c, 5-a
		棚田の石積みは原則として保全する。やむを得ず撤去あるいは改修する場合は、周囲と調和するよう緑化による修景や、素材、工法を工夫する。	1-b
		掘割・クレーク・廻水路などの護岸については、できるだけ石材などの自然素材を用いるとともに多自然護岸とするなど、周辺の景観との調和や生態系に配慮する。	2-a
		水流・水脈の断絶やホタルを育てている生態系に影響を及ぼすような、造成はおこなわない。	2-b
	水路の付け替えなどで護岸を改修する際には、ホタルを含む動植物の生息環境に十分注意する。	2-b	
e 土石類の採取	土石類の採取により、視点場から見て地肌があらわにならないものとする。	1-a, 1-b, 1-c	
f 物件の堆積	(視点場から見える場所に)資材などを堆積させない。やむを得ず堆積する場合は、周囲を生垣・板塀等により修景する。	1-a, 1-b, 1-c, 2-b, 3-a, 3-b, 3-c, 3-d	

外観照明・屋外照明

項 目	基 準	軸・景域	
g 照明	1	重要景観に対して、必要以上に明るくならない照明とする。	1-a, 1-b, 1-c, 2-a, 2-b
	2 照度の 抑制	重要景観に影響を及ぼす照明は避け、適度な明るさ、適切な照明方法となるようにする。	3-b, 3-c, 3-d, 4-a
		周辺の自然景観・田園景観等に配慮し、適度な明るさ、適切な照明方法となるようにする。	5-a

自動販売機

項 目	基 準	軸・景域
h 自動販売機	野立ての自販機は設置しない。	2-b
	店舗等の建物に付属させ、建物と調和するような色彩を使用し修景をおこなう。内蔵する照明は明るすぎないようにする。	3-a

景観形成基準チェックシート

特定基準

建築物・工作物

項 目		配慮・措置の内容	* 審査欄
a 配置 ・ 高さ ・ 規模	1 眺望		
	2 地形との調和		
	大規模工作物		
b 形態 ・ 意匠 ・ 色彩	1 景観要素との 調和		
	2 屋根		
	3 設備類		
	4 素材		
	5 色彩		
c 外構・緑 化等	1 境界部の緑化		
	2 その他		

開発行為・土地の形質の変更等

項 目		配慮・措置の内容	* 審査欄
d 造成等	1 法面・擁壁		
	2 その他		
e 土石類の採取			
f 物件の堆積			

外観照明・屋外照明

項 目		配慮・措置の内容	* 審査欄
g 照明	1		
	2 照度の抑制		

自動販売機

項 目		配慮・措置の内容	* 審査欄
h 自動販売機			

(備考) 1. 配慮・措置の内容はできるだけ具体的に記述してください。

2. * 審査欄は記入しないでください。